

緑化助成制度
(みどりの街並みづくり助成制度)

よくある質問と回答 (Q & A)

令和 7 年度版

練馬区環境部みどり推進課協働係
03-5984-2418
MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp



ぴいちゃん ©練馬区

緑化助成事業に関するQ & A

- Q1** すでに緑化や撤去の工事に着工（もしくは完了）してしまった。いまからでも申請できるか？ 1
- Q2** 樹木に枯れている部分がある。植え替え費用は助成対象になるか。 1
- Q3** メッシュフェンスは遮蔽物にあたるか？ 1
- Q4** 道路と敷地に高低差がある場合も縁石の高さは 0.4m 以下にしなければ助成対象にならないのか？ 2
- Q5** 既設（植栽済み）の緑化区画を拡張する場合は、助成対象になるか？ 2
- Q6** 低木等緑化は「新たに緑化する区域の面積が、1 m²以上」が要件とされているが、0.8 m²の植え込みを2
つ造成した場合には、助成は受けられるのか？ 3
- Q7** 中高木緑化の樹木の高さはどのように判断するか？ 3
- Q8** 中高木緑化で、樹木を複数植えた場合の領収書は、支払の総額がわかればよいのか？ 3
- Q9** プランター緑化で助成対象となるもの、助成対象とならないものは何か？ 3
- Q10** プランターの購入後でも申請はできるか？ 4
- Q11** 現在使っていないプランターが家にある。これに新たに樹木を植えた場合にも、助成を受けられるか？ 4
- Q12** プランター助成の場合にも、事前に区職員に相談をした方がよいのか？ 4
- Q13** プランター緑化は、道路から視認できれば、室内や屋根がある場所への設置でもよいのか？ 5
- Q14** プランター緑化は「植栽時の高さが 0.3m 以上の低木または中高木を、1 本以上植栽すること」
とあるが、それ以外には何を植えても自由か？ 5
- Q15** 高さ何センチからが、塀の撤去費用の対象になるのか。 5
- Q16** 緑化をする土地所有者が、助成金の申請手続きを代行してほしいと言っている。緑化をする本人に代わっ
て、手続きを代行することはできるか？ 5

Q1 すでに緑化や撤去の工事に着工（もしくは完了）してしまった。いまからでも申請できるか？

A 工事着工前に区へ事前相談し、申請していただくことが必要なため、すでに着工（もしくは完了）してしまった場合は、助成対象外となります。なお、塀や舗装の撤去には着工してしまったが、緑化工事が未着工である場合は、緑化工事についてのみ申請することはできます。この時も、助成金の交付決定後に着工する必要があります。

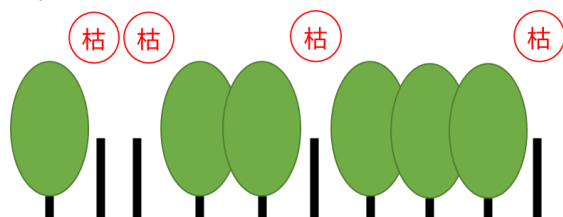
なお、プランター緑化に限り、緑化後であっても助成を申請することができます。この場合でも、緑化資材の購入後一定期間を経過すると助成の対象外となりますのでご注意ください。

Q2 樹木に枯れている部分がある。植え替え費用は助成対象になるか。

A 本制度は、新たにみどりを増やすことに対する助成ですので、既存の樹木の植え替えは原則として対象外です。ただし、すでに樹木が完全に枯れている、もしくは今後生育が見込めない場合の植え替えは、助成対象としています。

※ 枯れている部分が一部の場合、その部分の植え替えのみが助成の対象となります。

※ 樹木の伐採・撤去に関する費用は、助成対象ではありません。新たな植栽の費用のみが助成対象となります。



（例）樹木10本のうち、4本が枯れていて、10本すべてを植え替える場合

・・・枯れている4本の植え替え費用が助成対象です。

枯れている4本の伐採・撤去の費用、枯れていない6本の伐採・撤去および新植の費用は助成対象外です。

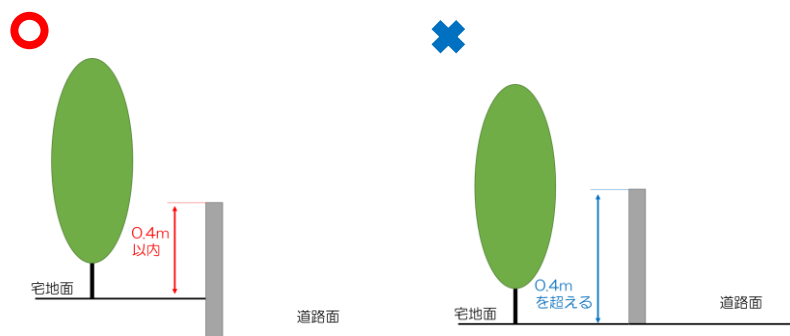
※ 枯れているかどうかの判断は、区職員が現地確認のうえ行いますので、事前にご相談ください。

Q3 メッシュフェンスは遮蔽物にあたるか？

A 「道路等から新たに緑化した区域が視認できること」が助成要件です。透過性が高く、内側の緑化が視認できる場合であれば遮蔽物には該当しません。具体的には、透過率が7割以上であることが目安です。

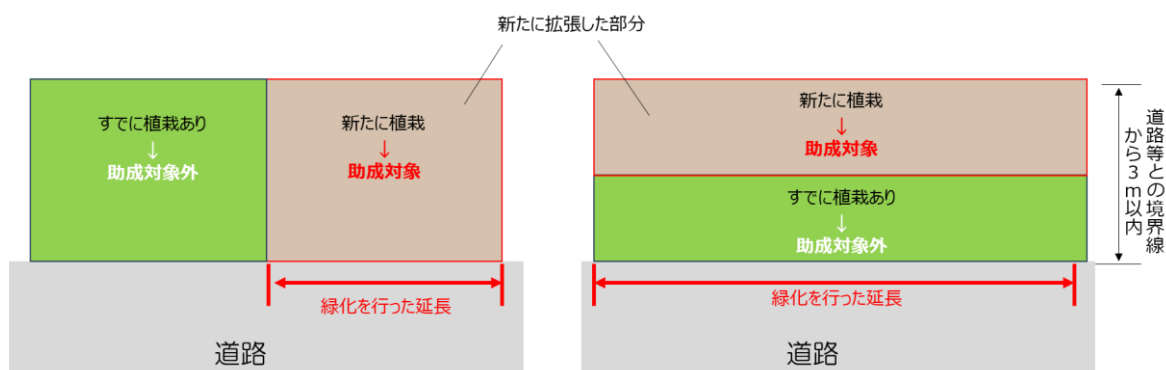
Q4 道路と敷地に高低差がある場合も縁石の高さは 0.4m 以下にしなければ助成対象にならないのか？

- A** 遮蔽物の高さ「宅地面から 0.4m」とは、植栽する地盤面から 0.4m 以下であることを指しています。道路面との高低差ではありません。道路面から見た縁石の高さが 0.4m を超えていても、宅地面からの高さが 0.4m 以下であれば助成対象となります。



Q5 既設（植栽済み）の緑化区画を拡張する場合は、助成対象になるか？

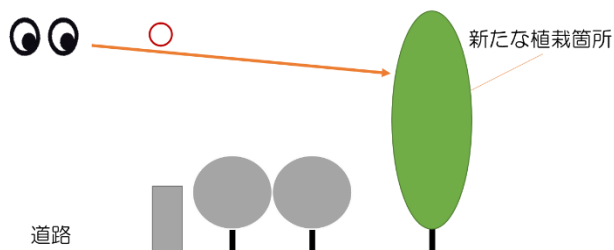
- A** 緑化区画を拡張し、新たに植栽する部分があるときは、その拡張部分が助成対象となります。



右の図のように、既設の緑化区画の奥側に植栽する場合も、植物は遮蔽物とはみなさないため、道路から 3 m 以内であれば助成は可能です。ただし、下の図を参考に、奥の木を高くするなど、できる限り道路から新たな植栽が見えるように、計画の工夫をお願いします。

【推奨例】

道路から新たな
植栽が見える



Q6 低木等緑化は「新たに緑化する区域の面積が、1㎡以上」が要件とされているが、0.8㎡の植え込みを2つ造成した場合には、助成は受けられるのか？

A 緑化区画が複数に分かれている場合、対象となる区画の面積の合計が助成要件を満たしていれば、助成対象となります。（上記の例の場合、計 1.6㎡となりますので、助成対象となります。）

※ 「接道部延長が1m以上」の要件の場合も同様です。複数の緑化区画に分かれていても、接道部の延長が合計1mを超えていれば、助成対象となります。

Q7 中高木緑化の樹木の高さはどのように判断するか？

A 樹木の高さは、①植栽する地面からの高さ かつ ②植栽時点の高さ で決定します。

成長すれば2.0m以上の高木になる種類であっても、植栽した時点での高さが1.5mであれば、1.5mの樹木として助成額を決定します

Q8 中高木緑化で、樹木を複数植えた場合の領収書は、支払の総額がわかればよいのか？

A 領収書提出の際は、総額だけでなく、それぞれの木の価格がわかるようにしてください。領収書のみで個々の価格がわからない場合には、レシート等を添付するなど、支払いの内訳がわかる資料を合わせてご提出ください。

Q9 プランター緑化で助成対象となるもの、助成対象とならないものは何か？

A 助成対象となるものは、以下のとおりです。

- プランター（容量 50ℓ 以上）
- プランターに植栽する樹木、多年生の植物（花、1年草は対象外です）
- プランターに入れる土壌等の緑化資材

上記の対象に該当する物品であっても、領収書・レシートで金額・支払日が確認できないものは、助成することができません。また、緑化後に申請する場合、購入から一定期間が経過したものは助成対象外となります。（Q10 参照）

Q10 プランターの購入後でも申請はできるか？

A プランター助成に限り、緑化後でも助成の申請をすることができます。ただし、購入日・支払い日（複数ある場合は最も早い日）から3か月以内に申請書を提出いただくことが条件となります。申請日から3か月以上前に購入したものは助成の対象外となります。

なお、購入・支払いを行った日は、領収書の日付（店舗等で購入した場合はレシートの日付）で判断します。



Q11 現在使っていないプランターが家にある。これに新たに樹木を植えた場合にも、助成を受けられるか？

A 新たな緑化であり、その他の助成要件も満たしていれば、すでに所有しているプランターを使った場合でも申請可能です。

申請日からさかのぼって3か月以内に購入したプランターは、領収書等で日付が確認できるものであれば助成対象となります。

申請日の3か月前よりも前に購入したプランターを緑化する場合は、プランターの購入費は助成対象となりませんが、植栽する樹木、土壌等の購入費が助成対象となります。

Q12 プランター助成の場合にも、事前に区職員に相談をした方がよいのか？

A 規格や植栽の内容が助成要件を満たしていない場合、緑化後に申請をいただいても助成をすることはできません。事前の相談は必須ではありませんが、プランターの規格や植栽の内容が助成要件に合致しているか不安な場合には、事前のご相談をお勧めします。

Q13 プランター緑化は、道路から視認できれば、室内や屋根がある場所への設置でもよいのか？

A 道路等との境界線から3 m以内かつ道路から樹木が見える場合であっても、壁に囲われた建物内（例：ガレージやガラス張りのサンルーム等）への設置は助成対象外です。ひさし、カーポート等の壁のない工作物であれば屋根がある場所への設置は可としますが、雨があたりにくく、植物の生育に影響が出る可能性もあることにご留意ください。

Q14 プランター緑化は「植栽時の高さが0.3m以上の低木または中高木を、1本以上植栽すること」とあるが、それ以外には何を植えても自由か？

A 高さ0.3m以上の樹木が1本以上あれば、それ以外の植栽は自由です。地被植物等のほか、花や1年草でも構いません。ただし、花や1年草は助成の対象外です。

Q15 高さ何センチからが、塀の撤去費用の対象になるのか。

A 遮蔽物として規定している40 cm（ブロック2段程度）を超えるものについては、塀の撤去費用の助成対象になります。

Q16 緑化をする土地所有者が、助成金の申請手続きを代行してほしいと言っている。緑化をする本人に代わって、手続きを代行することはできるか？

A 本制度では、区へのご相談や申請手続きを、ご本人に代わって事業者様が行うこともできます。ただし、委任状が必要になる場合もありますので、ご注意ください。

(1) 事前相談、本人が作成した申請書類などの提出

申請内容の事前相談、問い合わせ等は、事業者様より区にご連絡いただいて差支えありません。
また、本人が作成（記入）した申請書類等を、事業者様が来庁、メール等で提出される場合には、特に必要な手続きはありません。

(2) 事業者名での申請書類の提出

申請書類等をご本人に代わって事業者様が作成し、事業者名で申請書を提出する場合には、委任状の提出が必要です。交付申請書提出時に、委任状を合わせてご提出ください。

なお、この場合であっても、完了報告時に提出する領収書の宛名、助成金の振込先は、緑化を行ったご本人（事業者様ではありません）となります。

	領収書の宛名	請求書の「申請者」・助成金の振込先
委任状なし	申請者	申請者
委任状あり	緑化を行った本人（委任者）	緑化を行った本人（委任者）